

令和5年 第3回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和5年9月12日 について
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室 議案第65号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)
1. 開 会 令和5年9月12日 議案第70号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 午前 9時03分
1. 閉 会 令和5年9月12日
- 午前10時40分
1. 出 席 委 員
- 委員長 源 正樹
- 副委員長 兵頭 学
- 委員 和氣 数男
- 委員 宇都宮久見子
- 委員 佐藤 恒夫
- 委員 中村 敬治
1. 欠 席 委 員
- な し
1. 出席説明員
- 産業部長 和氣 岩男
- 建設部長 三瀬 計浩
- 農業水産課長 松末 博
- 林業課長 酒井 淳二
- 経済振興課長 浦田 和喜
- 建設課長 宮本 勘滋
- 上下水道課長 紙崎 順一
- 城川支所産業建設課長 松下 徳隆
- 農業水産課長補佐 山崎 博志
- 農業水産課係長 松本 幸祐
- 農業水産課係長 矢野 耕二
- 林業課長補佐 河野 貴之
- 経済振興課長補佐 古川 郁夫
- 経済振興課長補佐 井上 裕基
- ジオパーク推進室長 篠藤 武士
- 建設課長補佐 水野 直樹
- 建設課長補佐 桐山 正男
- 建設課係長 福井 伸二
- 上下水道課長補佐 末盛 桂子
- 上下水道課長補佐 清水 宣行
- 上下水道課係長 山本 裕樹
1. 出席議会事務局職員
- 書記 三好 祐介
1. 会議に付した事件
- 議案第62号 西予市給水条例の一部を改正する
条例制定について
- 議案第63号 公有水面埋立てに係る意見の陳述

開会 午前9時03分

○兵頭副委員長

これより令和5年第3回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に当たり委員長より挨拶があります。

○源委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、和氣産業部長より挨拶をお願いいたします。

○和氣産業部長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【産業部】

【農業水産課】

○源委員長

それではただいまより審査に入ります。

まず産業部の審査より行います。産業部農業水産課分、議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」についてを議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」農業水産課所管分について説明させていただきます。

補正予算書16ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の3億2021万2000円を20万円増額し3億2041万2000円とするものです。

今回の補正は、関地池地区農業水利施設保全合理化事業において、負担金20万円を増額補正するものです。

関地池地区農業水利施設は、関地池を起点とする幹線水路でありまして、東幹線と西幹線の2つの基幹水路により442ヘクタールの農地に農業用水を供給する施設です。経年劣化により老朽化が著しいことから、施設の保全及び合理化を推進し、

長寿命化と農業用水の安定供給を図るため、県営工事が実施されております。近年の資材高騰の影響や工法変更、交通誘導員の追加に伴い、事業費が増額したため、市の工事費負担金20万円を増額計上するものです。財源については一般財源を充当します。

続いて、補正予算書19ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地災害復旧費の1050万9000円を235万3000円増額し1286万2000円とするものです。

今回の補正は、農地災害復旧事業（現年度）において、6月30日から7月1日にかけて梅雨前線が停滞したことに伴う豪雨により被災した農地4件の復旧に係る重機借上料80万円及び地元施工で復旧する農地12件に係る市単独農地災害復旧事業補助金155万3000円を計上するものであります。

続いて、同じく2目農業用施設災害復旧費の3311万6000円を348万円増額し3659万6000円とするものです。

この補正も6月30日から7月1日にかけての豪雨により被災した農業用施設10件の復旧に係る重機借上料209万円及び地元施工で復旧する農業用施設13件に係る市単独農業用施設災害復旧事業補助金139万円を計上するものであります。財源につきましては一般財源としております。

以上で、農業水産課所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

19ページの農地災害復旧と続いて説明のあった農業用施設災害復旧、これは市単独と言われましたけれども、補助事業と市単独との仕分と申しますか、金額で仕分けておるんだろうと思っておりますが、この仕分けはどういうようになっておるんですか。

○松末農業水産課長

財源の内訳でございますが、今回の農地・農業用施設災害復旧費におきましては、全て市単独事

業でございます。

重機借り上げについては、農地と農業用施設それぞれありますが、この部分については国や県の補助対象とならない部分でございます。これにつきましては、例えば市道等から農地及び農業用施設被害箇所に行くまでの重機での伐開費用や工事用道路の整地等を行うための重機等を使用する費用となりまして、これについては国・県の補助対象にならないものでございます。

もう一つの市単独の復旧事業補助金でございますが、これにつきましても事業費が5万円以上40万円未満の国庫補助の対象とならない小規模災害箇所を今回の補正予算として要求しております。そういうことでございますので、市単独で復旧工事をさせていただきたいというふうに思っております。

○中村委員

大体40万円という金額が境界線だということでは分かったんですが、これ市単独で事業をされるということですが、こういう小さい事業ですね、工事用道路とか進入路とかいうような、あるいは災害復旧にしても40万円以下ですから小さいんですけれども、そういうものの工事中の、また完成のときの現場の確認とか、あるいは完成時の検査とかいうのは、箇所数も相当多いですけれども、実際に現地へそれぞれ行かれて確認されているのか、写真などでされているのか、その辺実態が分かれば教えてもらったらと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時18分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時18分)

○松末農業水産課長

市単独工事及び重機借り上げの完成検査についてお答えをさせていただきます。

重機借り上げについては、現場写真での検査ということにしております。それから補助金事業につきましては地元施工でございますので、これについても写真等々での検査で現場を確認することにしております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今の重機借上料のことで教えていただきたいん

ですが、重機借上料というのは、オペレーター一代も入っての借上料になってるんでしょうか。

○松末農業水産課長

重機借上料でございますが、オペレーターも含めての重機借上料ということでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○和気委員

今、佐藤委員が聞かれたんですが、この単価、いろんな重機あると思うんですけど、どういうふうに出されておるのか教えてください。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時20分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時22分)

○松末農業水産課長

重機の借り上げの単価についてお答えいたします。

年度当初に建設課が定めた西予市統一の単価によって単価は定められたもの、それを農業水産課も使用するようにしております。

○源委員長

ほかに質疑ありませんか。

○中村委員

先ほど16ページで、関地池の老朽化した水利施設を県営工事でやっているの、その負担金だという説明であったんですけど、20万円がですね。これは県営工事というのは、事業概要はどんなんですか。例えばその工事期間とか、何年から何年までやるのか、あるいは総事業費は幾らぐらいでやりよる事業なのか。県営工事ですからそこそ単年度ではないのかなと思うんですけどもそこんところお尋ねします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時23分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時24分)

○松末農業水産課長

県営事業の概要でございますが、施工年度が、平成27年度から令和5年度ということで今年度が最終年度となっております。総事業費におきましては4億円ということでございます。それと市が今回は工事費負担金を負担しているということでございますけれども、負担割合としましては、国

が55%、県が25%、市が10%、地元が10%という負担割合になっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、農業水産課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時25分)

【林業課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時27分)

続きまして、議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、林業課所管分についてを議題といたします。

酒井課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」の林業課所管分について御説明いたします。

補正予算書の19ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、3目林業用施設災害復旧費、事業概要、林業用施設災害復旧事業(現年度)に係る補正予算について御説明いたします。

補正額は2279万1000円の増額です。令和5年6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨により被災した林業用施設の機能回復を早期に図るための崩土除去等の重機借上料及び市単独林業用施設災害復旧事業補助金353万9000円のほか、林道の地滑りに関する測量・設計委託料1925万2000円を計上するものです。

以上で、林業課所管に係る9月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

1925万2000円は測量委託料とかということでしたが、ここは場所的なものはどの辺りなのかお願いをいたします。

○酒井林業課長

路線につきましては、林道東津野城川線になりまして、場所は城川町川津南にある林道安尾線との合流部に当たるところになります。

○佐藤委員

その路線1路線のみですか。

○酒井林業課長

地滑り災害の委託料については1路線のみとなります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

委託料の1925万2000円という金額がかなり大きいわけですがけれども、これは何か委託料をして結局林業施設の災害復旧ということで国の補助金をもらって、この後この委託した成果を利用して仕事をするということですか。

○酒井林業課長

この委託料につきましては、地滑り災害ということで国庫補助の対象となっております。補助率は10分の5となっております。なお、歳入につきましては、災害査定後、補正計上いたす予定としております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、林業課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時31分)

【経済振興課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時35分)

これより経済振興課所管分の審査に移ります。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、経済振興課所管分を議題といたします。

浦田課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第6号)」のうち、産業部経済振興課所管分について御説明申し上げます。

それでは補正予算書に基づき歳出について御説明をいたします。歳入予算についてはございません。主に、歳出予算につきましては、竜沢寺緑地公園管理事業とジオパーク推進事業になります。

それでは補正予算書16ページを御覧ください。

7款1項2目商工業振興費、財源の組替えによるもので事業名は記載されておりません。新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業、補正額はゼロでございます。国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の財源の組替えによるものであり、これによる歳出予算の増減はありません。

続きまして、7款1項5目商工観光施設管理費、12節委託料、竜沢寺緑地公園管理事業、施設管理委託料として77万8000円を計上しております。内訳としましては、公園内の剪定委託料として、枯れ松伐採作業委託料63万4538円、支障木伐採作業委託料14万2696円であります。

枯れ松につきましては、今年度の西予城川観光協会総会において指摘がございました。公園内の宿泊施設であるバンガローの傍らにある松の木が枯れており、倒木や枝の落下によりバンガローを毀損したり、利用者を負傷させるおそれがあるため、至急伐採を行うものであります。支障木につきましては、公園内のため池に過去に植栽されたツツジが成長し、また、堤体法面にも樹木が自生しており、今年のため池サポートセンターによるため池劣化状況評価において、適切な維持管理について指摘を受けております。このままでは、樹木の成長に伴い漏水の原因になり、決壊した場合に下

流域に与える被害が甚大であることから、至急伐採を行うものであります。

続きまして、7款1項8目ジオパーク推進事業費、四国西予ジオミュージアム管理運営事業42万2000円の増額につきましては、ジオパーク学習の教材として、利活用できる2種類の床ラバー地図の作成を委託するために必要な額を計上しております。

事業の主な概要としましては、大地の成り立ちと南海トラフ地震のメカニズム、西予市の地層と視覚で強く確認できる地質図と立体視可能な地形図を導入することにより、イベントや出前講座、防災教育での利活用を図ることとしております。

また、ねんりんピックに合わせて、愛媛県歴史文化博物館に開設する四国西予ジオパークパネル展でも床ラバー地図を設置し、来館者へのPRを行う予定であります。

以上で、経済振興課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

竜沢寺緑地公園の剪定委託料、これは、作業の委託はどちらでされたんですかね。どこに委託、作業の実施はまだですかね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時40分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時53分)

○浦田経済振興課長

先ほどの佐藤委員の御質問ですが、公園内の剪定委託料の件ですけれども、現在見積りをとっておる状況でございます。予算可決後におきまして執行を予定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）」のうち、経済振興課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

それでは以上をもちまして、産業部の審査を終えたいと思います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 54 分）

【建設部】

【建設課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 05 分）

これより建設部の審査に移ります。

審査に当たりまして、三瀬部長より挨拶をちょうだいしたいと思います。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○源委員長

ありがとうございました。

それではただいまより建設課所管分の審査に入ります。

議案第 63 号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」を議題といたします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第 63 号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」提案理由の御説明を申し上げます。

事前にお配りしております公有水面埋立てに関する説明資料概要図をあわせて御覧ください。

この公有水面埋立ては、愛媛県が明浜町高山漁港区域内において、地区住民の生活基盤及び産業基盤の整備発展を図るため、一般国道 378 号道路改良に伴う拡幅工事によるものでございます。

このたび愛媛県が出願した公有水面埋立免許について異議のない旨の意見を述べるため、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

海面の埋立てのようですが、ここには漁業権は設定されておったんですか。

○宮本建設課長

こちらの場所に関しては、愛媛県漁協明浜支所に、愛媛県から共同漁業権の一部消失について承認を得られておるということで報告を受けております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

工事の図面見ますと、国道の道路改良に必要なということで埋立てをされると思うんですが、工事概要については、何か情報が入ると、断面図だけはついとるんですけども、要するに延長も 600 メートルとあるんですけども、工事期間なんかはいつからいつまでというようなことになっておるんですか。

○宮本建設課長

こちらの埋立区間の工事計画といたしましては、令和 5 年から 5 カ年計画ということで報告を受けております。ただし、取り合わせ等ございますので、それらの区間に関してはまた別途期間が必要になってくるというふうに報告を受けております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 63 号「公有水面埋立てに係る意見の陳述について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 11 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 11 分）

続きまして、議案第 65 号「令和 5 年度西予市

一般会計補正予算（第6号）」のうち、建設課所管分についてを議題といたします。

宮本課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」建設課所管分について御説明申し上げます。

予算書は17ページになります。資料につきましては説明資料①を御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、2項急傾斜崩壊防災対策事業費、がけ崩れ防災対策事業において、12節委託料100万円、14節工事請負費3750万円、合計3850万円を増額するものです。

当事業は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業及び集落避難路保全斜面地震対策事業を活用し、急傾斜地崩落危険箇所を対象に、土砂災害の防災・減災を目的とした工事を実施する事業でございます。

令和5年度当初予算にて、市内5カ所の設計委託料300万円と4カ所の工事請負費5450万円を計上しておりましたが、建設資材の高騰及び設計労務単価等の上昇に伴い、工事請負費350万円の増額補正を行うものです。

また、今年の6月30日から7月1日にかけての大雨で4カ所の崖崩れが発生したため、委託料と工事請負費を追加計上するものでございます。4カ所の内訳としましては、1カ所が県補助事業、3カ所が市単独事業となっております。財源内訳としましては、県補助が1350万円、起債が610万円、寄附金が802万5000円となっております。

続いて、予算書は同じく17ページになります。資料は説明資料②を御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業において、13節重機借上料93万1000円、14節工事請負費530万円、合計623万1000円を増額するものです。

当事業は、建設課が所管する市道や法定外公共物の維持管理事業ですが、三瓶地区において、今年の6月30日から7月1日にかけての大雨により市道の路側等が被災いたしました。土砂撤去と補修箇所が11件ございますが、全て被災規模が小規模で国庫補助対象には該当しないため、市単独費の計上としております。

続きまして、予算書は18ページになります。資料は同じく説明資料②を御覧ください。

8款土木費、3項河川費、2目河川維持費、河川維持事業において、13節重機借上料176万1000円、14節工事請負費130万円、合計306万1000円を増額するものです。

当事業は、建設課が所管する河川や法定外公共物の維持管理事業ですが、こちら三瓶地区において、今年の6月30日から7月1日にかけての大雨により法定外水路等が被災いたしました。土砂撤去と補修箇所が6件でございますが、こちらも被災規模が小規模で国庫補助対象には該当しないため、市単独費の計上としております。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

17ページのがけ崩れ防災対策事業なんですけど、これについて県補助の分も1カ所あると。そして、市単もあると。この県補助と市単独事業との仕分はどういうようなことになっておるのでしょうか。

○宮本建設課長

県補助と市単独事業の違いですけども、まず県補助がけ防の対象となる条件としましては、1つ目に対象物件が人家であることもしくは公共的建物であること。2つ目にがけの高さが5メートル以上で、傾斜度が30度以上であること。3番目に自然がけであること。4番目に対象物件が新築でないもの、おおむね築5年未満とされております。これが県補助の対象となります。

市単独事業との違いは、がけの高さが5メートル未満で、しかも3メートル以上であること、こちらの違いが市単独事業と県補助の違いになります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第65号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第6号）」のうち、建設課所管分について、

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時19分)

【上下水道課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時21分)

これより上下水道課所管の議案について議題といたします。

まず、議案第62号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第62号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

令和5年4月に消費税法の一部が改正され、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が令和5年10月から導入されます。簡易水道及び愛媛県条例水道等の水道料金につきましては、消費税が一部内税となっているものがございます。税抜き料金及び消費税額に1円未満の端数が出てしまうということで、正確な消費税額を反映させるため、水道料金の改定をするものであります。

議案書4ページ、5ページをお開きください。

別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部1宇和町に属する地域の項、3城川町に属する地域の項を議案添付のとおり改めるものとしております。

附則として1項施行期日、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

2項経過措置、この条例による改正後の西予市給水条例別表第1の規定は、令和5年10月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この水道料金の4ページの中身についてお尋ねしたいのですが、宇和町に属する地域というところで見ますと、基本料金のところで期間というのが1箇月、2箇月、3箇月、4箇月、12箇月とばらばらになっておりますけれども、1箇月であれば金額が253円、12箇月で5,500円とかいろいろ1,100円とかなっておるんですけども、この月数に見合ったのが右側の金額になるということですか。毎月と1年に1回というような徴収になるのか、この辺説明をお願いいたします。

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問について御説明いたします。

3箇月、4箇月、2箇月、12箇月と基本料金の欄に月数を書いてありますけれども、3箇月に対しまして隣の基本料金500円、また12箇月に対しまして5,000円というような料金の体系となっております。

徴収につきましては、その月数において徴収をしておるといった状況でございます。

○中村委員

そうしますと、上から3行目の西山田簡易水道4箇月、それで水量が40立米、1,100円となっておりますけれども、これらは4箇月間使って40立米までだったら、4箇月ごとに、年に3回になりますけれども、1,100円という料金設定になっておるんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時26分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時29分)

○紙崎上下水道課長

先ほどの質問について回答いたします。

4箇月に1回の料金徴収という形になっております。年に3回の検針という形をとっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 62 号「西予市給水条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 30 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 30 分)

続きまして、議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)」のうち、上下水道課所管分について議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)」上下水道課所管分について、県条例水道事業の補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い予算を調整するものであります。

一般会計補正予算書の 11 ページをお開きください。

19 款 1 項 1 目繰越金では、1 節前年度繰越金の補正額 10 億 1925 万 8000 円のうち、県条例水道等に関する繰越金の補正は 163 万 9000 円の増額であり、繰越額は 623 万 9000 円となります。内訳としましては、宇和地区では 8 万 9000 円を増額して 18 万 9000 円に、野村地区では 21 万 9000 円を増額して 171 万 9000 円に、城川地区では 133 万 1000 円を増額して 433 万 1000 円としております。

20 ページをお開きください。

宇和分繰越金 8 万 9000 円、野村分繰越金 21 万 9000 円及び城川分繰越金 133 万 1000 円の増額に伴い、13 款諸支出金、2 項 1 目基金費、24 節積立金として県条例水道等基金事業に 163 万 9000 円を増額して、宇和分 19 万円、野村分 172 万円、城川分 433 万 2000 円、合計 624 万 2000 円としております。

以上で県条例水道等事業に関する補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 65 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 6 号)」のうち、上下水道課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 34 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 35 分)

続きまして、議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

紙崎課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)」について御説明を申し上げます。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

総則から御説明申し上げます。

第 2 条の収益的支出におきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用を 311 万 8000 円増額し、補正後予定額を 9 億 6328 万 5000 円とするものです。

今回の補正は、多田地区農業集落排水の真空ポンプの故障による緊急修繕対応に伴う営業費用の増額を行うものでございます。

それでは、下水道事業会計補正予算書の 13 ページをお開きください。

農業集落排水事業、1 款下水道事業費用、1 項営業費用、1 目管渠費、22 節修繕費において 311 万 8000 円を増額し、補正後 4045 万円としております。

以上で、令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算(第 1 号)の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定いただきますようお願い

を申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この 311 万 8000 円という事業で、真空ポンプか何かの取替えと言われたと思うんですが、この集落排水ができてから今までポンプは取替えたことがなかったのか。この集落排水がいつ頃供用開始されて、こういう真空ポンプというのは時々故障はするわけですが、これの取替えというのは、今まで度々あったのかどうか。その辺概要が分かれば教えてもらったらと思うんですが。

○紙崎上下水道課長

御質問でございますけれども、多田地区の供用開始でございますが、平成 22 年 4 月供用開始となっております。

今までに取替えというのがちょっとあれなんですけども修繕等々は度々起こっておりますのでずっと修繕はしてきましたけれども、今回取替えなければ修繕できないというような修繕箇所ができてまして取替えという形になっております。

○中村委員

維持管理費として、これどうしても必要な施設ですので交換はせないかんのですけれども、これも平成 22 年いうたら結構経過しておりますけれども、多田地区などについては、公共下水道などと接続するというような計画については、何か計画自体が既に取り組みしておるんですか。

○紙崎上下水道課長

公共下水道に対して統合するという計画でございますけれども、多田地区については現在統合の計画というものはございません。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 70 号「令和 5 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、建設部所管の審査を終えたと思います。

本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前10時40分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

源 正樹